

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

# 安全スナップ

No.2393

## 特集Ⅰ

「エルゴノミクス」視点で職場改善  
腰や腕の負担解消へ  
クアーズテック

## 特集Ⅱ

有機溶剤 取扱事業場の改善事例を公開  
シートで囲い有害成分拡散防ぐ  
福岡東労基署

## NEWS

形式選定は安全最優先  
国交省が指針案 シールド設計で

WEB版はカラーでご覧になれます!!  
WEB登録(無料)のお問い合わせは  
☎ 0120-972-825  
メルマガも配信中です!

1  
1日号  
2022

## 社労士が教える

# 労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRRアップ21  
結城社会保険労務士事務所  
高知会  
所長 結城 茂久

第336回

### ■ 災害のあらまし ■

A社員が、昼休みに食事をとるために、会社内の給湯室で、会社の備付けのレンジでカップスープを温めようとして誤って手にスープがかかり火傷を負い被災した。

### ■ 判断 ■

A社員は、休憩中であつたが会社施設内でのケガであつたので、労災請求が可能と思ひ労災請求をした。この場合、業務遂行性は認められるものの、業務起因性が認められず**業務外**となつた。

### ■ 解説 ■

業務上の負傷については、大きく以下①～③の場合に整理することができる。

①事業主の支配・管理下で業務に従事している場合

勤務時間内や残業時間内において業務に従事している場合が該当する。

しかし、次の場合には、業務災害と認められない。

(1)労働者が勤務時間中に私的行為を行い、または業務を逸脱する恣意的行為をしていて、それが原因となってケガをした場合

(2)労働者が故意に災害を発生させた場合

(3)労働者が個人的なうらみなどにより、第三者から暴行を受けてケガをした場合

(4)地震、台風などによる天災地変によって被災した場合

近年、大災害が発生しているが、地震など天災地変によってケガをした場合、たとえそれが仕事に発生した場合であっても、一般的には業務災害とは認められない。天災地変は、仕事とは無関係な自然現象であり、工作中誰もが危険にさらされるから

である。ただし、事業場の立地条件や作業条件・作業環境などにより、天災地変に際して災害を被りやすい業務の事情があるときは、業務災害と認められる。平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、労災認定の弾力化が図られている。

## ②事業主の支配・管理下にあるが業務に従事していない場合

昼休みや勤務時間前後に事業場施設内において業務に従事していない場合が該当する。入社して事業場施設内にいるのは、事業主の支配・管理下にあると認められるが、休憩時間や勤務前後は実際に業務をしていないので、私的行為となる。この場合、私的行為によって発生した災害は業務災害とは認められない。ただし、事業場の施設・設備や管理状況などが原因で発生したケガは業務災害となる。

## ③事業主の支配・管理下にあるが業務に従事していない場合

出張や社用での外出などにより事業場施設外で業務に従事している場合が該当する。事業主の管理下を離れてはいるものの、労働契約に基づき事業主の命令を受けて仕事をしているわけであるから事業主の支配下にあり、仕事の場所はどこであっても、積極的な私的行為を行うなど業務災害を否定すべき特段の事情がない限り、一般的には業務災害と認められる。

以上を踏まえ、今回の休憩時間中のケガはどうなるだろうか。休憩時間中は、原則として自由行動が認められているが、事業場の施設内で行動している限りは事業主の支配下にあると解されているので業務遂行性が認めらる（上記の②に該当する）。ただし、休憩中であることから、事業場の施設・設備または管理上の欠陥によるもののみが業務災害（「業務起因性」がある）と



認められる。

例えば、社員食堂での食中毒や帰宅時に事業場内を通行中、側溝の板が古くて落ち込んでケガをしたなどのケースでは、業務災害と認められている。休憩時間などで業務に従事していない場合は、上記のように、原則自由時間となるが、事業場の施設・設備が介在した（欠陥など）災害は業務起因性があるとなるであろう。今回のA社員が使用したレンジは会社の設備ではあるが、レンジが故障していたなどの事情もないことから、A社員が自らの不注意で火傷を負ったに過ぎず、事業場の設備やその管理状況が原因で発生したとはいえないため、業務災害（「業務起因性」がある）とは認められにくいと考えられる。

なお、「業務上の事由の負傷」については、労働基準法施行規則第35条別表に掲げる業務上の疾病に関する規定以外には、法律上は具体的な規定があるわけではない。

従って、会社が判断することでもないことから、被災者本人などが最寄りの労働基準監督署もしくは社会保険労務士などに相談した方がよいと思われる。

◇ SR アップ 21 : [www.srup21.or.jp](http://www.srup21.or.jp)